

別表第1（第3条関係）

区分	補助対象サービスの種類	補助の要件	基準額	補助率	交付額
1	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護及び訪問リハビリテーション、 <b>居宅介護支援</b>	事業所の所在地から利用者宅まで訪問に20分以上1時間未満の時間を要する利用者に対して補助対象サービスを提供した場合	補助の要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の15パーセントに相当する単位数に10円を乗じて得た額	10分の10	区分1から4までの基準額の合計額に補助率を乗じた額とする。ただし、事業所ごとの当該交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
		事業所の所在地から利用者宅まで訪問に1時間以上の時間を要する利用者に対して、補助対象サービスを提供した場合	補助の要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の35パーセントに相当する単位数に10円を乗じて得た額		
	通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護	事業所の所在地から利用者宅まで送迎に20分以上1時間未満の時間を要する利用者に対して補助対象サービスを提供した場合	補助の要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の15パーセントに相当する単位数に10円を乗じて得た額		
		事業所の所在地から利用者宅まで送迎に1時間以上の時間を要する利用者に対して補助対象サービスを提供した場合。	補助の要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の35パーセントに相当する単位数に10円を乗じて得た額		
2	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護及び訪問リハビリテーション、 <b>居宅介護支援</b>	いの町内の特別地域加算対象地域に所在する事業所が、補助対象サービスを提供した場合であって、事業所の所在地から利用者宅まで訪問に要する時間が20分未満である場合	補助の要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の10パーセントに相当する単位数に10円を乗じて得た額		
	通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護	いの町内の特別地域加算対象地域に所在する事業所が、補助対象サービスを提供した場合であって、事業所の所在地から利用者宅まで送迎に要する時間が20分未満である場合。ただし、往復とも送迎を行った場合に限る。	補助の要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の10パーセントに相当する単位数に10円を乗じて得た額		
3	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護及び訪問リハビリテーション、通所介護及び通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、 <b>居宅介護支援</b>	区分1または2に該当する事業者が、補助対象となる介護又は看護等の介護サービスに専ら従事させるため（当該事業者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく指定を併せて受けている場合にあつては、当該指定を受けている事業に従事する場合を含む。）常勤の職員を雇用した場合で、当該雇用の開始の日から1年以内の場合。ただし、補助金の交付決定以降に雇用した場合で、雇用することにより職員が増員となった場合に限る。	新たに雇用した職員一人につき、区分1または2の補助要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の5パーセントに相当する単位数に10円を乗じて得た額		

4	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護及び訪問リハビリテーション、通所介護及び通所リハビリテーション、居宅介護支援	区分1または区分2に該当する事業者が、補助対象となる介護サービスを提供するにあたり、有料道路を利用して利用者宅までの訪問又は送迎を行った場合。	有料道路の使用に要した額	
---	--	---	--------------	--

- (注1) 事業所には、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」(平成11年老企第25号)に定める「本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等」及び「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平成18年老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号)に定める「例外的に、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等」を含むものとする。
- (注2) 利用者とは、法において要介護又は要支援と認定された者、法第115条の45第1項第1号のイに規定する第1号訪問事業のうち平成26年改正前法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護及び法第115条の45第1項第1号のロに規定する第1号通所事業のうち平成26年改正前法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するサービスが必要と市町村が認めた者のうち、特別地域加算対象地域(平成24年3月厚生労働省告示第120号により定められた厚生労働大臣が定める地域のうち、いの町内にある地域をいう。)に居住する者とする(ただし、特別地域加算対象地域ではないが、介護サービスの確保が困難な地域(最寄の事業所まで20分以上かかる地域)に居住し市町村長が補助することが適当であると認めた者を含む)。
- (注3) 訪問又は送迎に要する時間とは、通常の経路及び交通手段により片道で当該時間を要するといの町長が認めた時間とする。
- (注4) 所定単位数とは、法に基づく介護給付費単位数サービスコード表の合成単位数とする。(ただし、第1号訪問事業及び第1号通所事業のうち平成26年改正前法に規定する介護予防訪問介護に相当するサービス及び介護予防通所介護に相当するサービスは、市町村の定める単位数とする。)
- (注5) 基準額の計算は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)に定められた方法に準じ行うものとする。
- (注6) 区分1及び2において、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護については、**片道のみ送迎を行った場合は、往復送迎を行った場合の2分の1に相当する額を補助する。**
- (注7) 区分2の補助対象サービスは、各市町村の区域(平成16年以降に合併した市町村にあっては、合併前の市町村の区域とすることも可能)におけるサービスごとの前年度4月の合計利用回数が200回以下(障害者総合支援法に基づく利用回数を含む。)のサービスが補助対象となる。ただし、この区分2は、病院又は診療所が行っている訪問看護、訪問リハビリテーションは対象とならない。
- (注8) 区分2は、いの町内の特別地域加算対象地域にある事業所が対象となる。
- (注9) 区分3において、月途中から雇用した場合は、雇用した日から対象とする。また、月途中まで雇用した場合は、雇用した日までを対象とする。
- (注10) 補助対象となるサービス提供は、当年度4月から3月分までのサービス提供分とする。
- (注11) 「専ら従事」及び「常勤」とは、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」(平成11年老企第25号)の規定による。
- (注11) **区分4において、事業所から利用者宅まで、有料道路を使用せずに訪問又は送迎を行った場合の移動距離が30km以上又は移動時間がおおむね60分以上であり、有料道路を利用することで移動時間が30分以上短縮される場合に限り対象とする。ただし、有料道路を20km以上利用する場合は、30分の短縮効果があったものとみなす。**

別表第1の2（第3条関係）

区分	補助対象サービスの種類	補助の要件	基準額	補助率	交付額
1	小規模多機能型居宅介護	事業所の所在地から利用者宅まで訪問、送迎に20分以上1時間未満の時間を要する利用者に対して補助対象サービスを提供した場合。	補助の要件に該当する訪問、送迎回数に450円を乗じて得た額	10分の10	区分1から2までの基準額の合計額にそれぞれの区分に応じた補助率を乗じて得た額とする。ただし、事業所ごとの当該交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
		事業所の所在地から利用者宅まで訪問、送迎に1時間以上の時間を要する利用者に対して、補助対象サービスを提供した場合。	補助の要件に該当する訪問、送迎回数に1,050円を乗じて得た額		
2	小規模多機能型居宅介護	区分1に該当する事業者が、補助対象サービスに専ら従事させるため介護又は看護等の介護サービスに直接あたる常勤の職員を雇用した場合で、当該雇用の開始の日から1年以内の場合。ただし、補助金の交付決定以降に雇用した場合で、雇用することにより職員が増員となった場合に限る。	新たに雇用した職員一人につき、補助の要件に該当するサービス提供回数に150円を乗じて得た額に相当する額		

(注1) 事業所には、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）に定める「例外的に、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等」を含むものとする。

(注2) 利用者とは、法において要介護1、要介護2、要支援1又は要支援2と認定された者のうち特別地域加算対象地域（平成24年3月厚生労働省告示第120号により定められた厚生労働大臣が定める地域のうち、いの町内にある地域をいう。）に居住する者とする。（ただし、特別地域加算対象地域ではないが、介護サービスの確保が困難な地域（最寄の事業所まで20分以上かかる地域）に居住し市町村長が補助することが適当であると認めた者を含む。）

(注3) 訪問又は送迎に要する時間とは、通常の経路及び交通手段により片道で当該時間を要するといの町長が認めた時間とする。

(注4) 補助対象となるサービス提供は、当年度4月分から3月分までのサービス提供分とする。

(注5) 区分2において、月途中から雇用した場合は、雇用した日から対象とする。また、月途中まで雇用した場合は、雇用した日までを対象とする。

(注6) 「専ら従事」及び「常勤」とは、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年老企第25号）の規定による。

別表第1の3（第3条関係）

区分	補助対象サービスの種類	補助の要件	基準額	補助率	交付額
1	訪問介護、居宅介護支援	事業所が、補助対象となる介護サービスに専ら従事させるため、新たに雇用した常勤の職員に対し、一時金を支給した場合	新たに雇用した職員1人につき、20万円を上限として事業所が支給した額	10分の10	区分1から2までの基準額の合計額にそれぞれの区分に応じた補助率を乗じて得た額とする。ただし、事業所ごとの当該交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
2		区分1に該当する事業所が補助対象となる介護サービスに専ら従事させるため、新たに雇用した常勤の職員に対し、就労に伴い発生した転居に係る費用を支給した場合	新たに雇用した職員一人につき、10万円を上限として、事業所が支給した額		

(注) 1 事業所とは、法第8条第2項の規定に基づく訪問介護を行う事業所及び法8条24項の規定に基づく居宅介護支援を行う事業所のうち、次のいずれかの地域に所在する事業所をいう。

- ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域
- ・山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村
- ・特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
- ・半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- ・離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域

2 職員とは、法第7条第5項に規定する介護支援専門員及び法第8条第2項に規定する訪問介護を行う者をいう。また、「専ら従事」及び「常勤」とは、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年老企第25号）の規定による。

ただし、過去に本補助金に基づく一時金及び転居に係る費用（以下「一時金等」という）の支給を受けている者は除く。

3 一の事業所（以下「前の事業所」という）に勤務していた者が別の町内の別の事業所（以下「別の事業所」という）に新たに雇用された場合は、その者が前の事業所を退職した日の翌日から起算して3ヶ月を越えてから、新たに別の事業所に雇用された場合に限り、補助対象とする。

また、過去に勤務していた事業所に再度雇用された場合、又は過去に勤務していた事業所と同じ法人が運営する他の事業所に雇用された場合も同様とする。

4 区分1、2とも、雇用を開始した日から3ヶ月以内に支給した場合のみ対象とする。

5 区分1において、一時金とは、職員が新規に就労した事実に対して支給する金銭をいい、給料及び通勤手当、家族手当、住居手当等の諸手当並びに賞与、その他労務提供の対価や、資格や地位又は職責に対して、又は福利厚生として支給する金銭は含まない。

6 区分2において、次のいずれかに該当する場合は対象としない。

- ・旧住所地から新住居地までの陸路による路程が8km未満である場合
- ・旧勤務地と新勤務地までの陸路による路程が8km未満である場合
- ・転居により、新住居地から新勤務地までの陸路による路程が短縮されない場合
- ・いの町内での転居である場合

7 区分2において、転居に係る費用とは、次に掲げるものとする。

- ・就労に伴う移転のための家財の運搬等に係る経費（引越業者に依頼した場合の料金、レンタカーを利用した場合の料金、自家用車をフェリーで運搬した場合の航送料金を含む）
- ・就労に伴う移転を行った場合の旧住居から新住居までの移動に係る旅費（運賃等）。ただし、家族の旅費は除く。
- ・就労に伴い新たに居宅又は居室を賃借した場合の敷金及び礼金。

## 別表第2（第5条関係）

- 1 暴力団（いの町暴力団排除条例（平成23年条例第2号。以下この項において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記第1号様式（第4条関係）

第 号  
令和 年 月 日

いの町長 様

申請者 法人等名  
住所  
代表者名 印

### 補助金交付申請書

令和 年度いの町中山間地域介護サービス確保対策事業補助金交付要綱第4条の規定により、令和 年度いの町中山間地域介護サービス確保対策事業補助金の交付を下記のとおり関係書類を添えて申請します。

#### 記

1 申請額 金 円

#### 2 添付書類

- (1) 補助金所要額調（別紙1）
- (2) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書（県税事務所が発行する全税目の納税証明書）
- (3) その他市（町村）長が必要と認める書類

別紙 1

いの町中山間介護サービス確保対策事業費補助金所要額調

事業者名

事業所名	サービス種別	区分	訪問・送迎対象者数	基準額	補助金所要額	備考	
		訪問・送迎に 20 分以上 60 分未満の時間を要するサービスへの助成			/		
		訪問・送迎に 60 分以上の時間を要するサービスへの助成					
		小規模地域におけるサービスへの助成					
		常勤職員の新規雇用への助成				新規雇用予定人数 名	
		サービス提供に伴う有料道路利用料金への助成					
		計					
		区分		支給予定数	基準額	補助金所要額	備考
		新規雇用職員への一時金支給				/	
		新規雇用職員への転居に係る費用の支給					
		計					
合計							

- 注) 1 補助金所要額欄は、事業所ごと（予防含む。）に千円未満の額を切り捨てた額を記入してください。
- 2 サービス種別が多く、一枚に収まらない場合は、必要に応じ、欄を増やすこと。
- 3 補助金所要額調明細書（別紙 2）を添付すること。
- 4 「常勤職員の新規雇用への助成」を申請する場合は、新規雇用計画書（別紙 3）を添付すること。
- 5 「新規雇用職員への一時金支給」及び「新規雇用職員への転居に係る費用の支給」を申請する場合は、一時金等支給計画書（別紙 4）を添付すること。

別紙 2

補 助 金 所 要 額 調 明 細 書

事業者名		事業所名	
事業所所在地		サービス種別（予防を含む）	

サービスへの助成

番号	被保険者番号	住所	氏名	事業所からの 距離（k m）	事業所からの 所要時間（分）	サービス提供 予定回数（回）	基準額 （円）
合計			人				

有料道路利用料金への助成

地区名	対象人数（人）	利用区間	単価（円）	利用回数（回）	被保険者番号	基準額
合計						

※事業所ごと（予防を含む。）に別葉で作成してください。

## 新規雇用計画書

令和 年 月 日現在

事業者名					
事業所名					
サービス種別					
常勤職員	職 種	現職員数	新規雇用計画		
			雇用予定数	雇用予定期間	雇用形態
	介護職員				
	看護職員				
	合計				

## 別紙 4

## 一時金等支給計画書

令和 年 月 日現在

事業者名					
事業所名					
サービス種別					
職種	雇用予定人数	支給予定額			備考
		一時金	転居に係る費用	合計	
訪問介護員					
介護支援専門員					
合計					

別記第2号様式（第5条関係）

令和 年 月 日  
第 号

いの町長 様

申請者 法人等名  
住所  
代表者名 印

補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付けいの町指令 第 号で補助金の交付の決定を受けました令和 年度いの町中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金について下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、いの町中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付要綱第5条第1号（第5条第2号）の規定により、承認されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金既交付決定額 円
- 2 今回補助金増額（減額）交付申請額 円
- 3 変更（中止・廃止）理由及び変更内容

4 添付書類

- （1）補助金所要額変更調（別紙4）
- （2）その他市（町村）長が必要と認める書類

別紙5

いの町中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金所要額変更調

事業所名

事業所名	サービス種別	区分	訪問・送迎対象者数		基準額		補助金所要額			補助金受入済額	備考
			変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	増減額		
		訪問・送迎に20分以上60分未満の時間を要するサービスへの助成									
		訪問・送迎に60分以上の時間を要するサービスへの助成									
		小規模地域におけるサービスへの助成									
		常勤職員の新規雇用への助成									雇用予定人数名
		サービス提供に伴う有料道路利用料金への助成									
		計									
		区分	訪問・送迎対象者数		基準額		補助金所要額			補助金受入済額	備考
			変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	増減額		
		新規雇用職員への一時金支給									
		新規雇用職員への転居に係る費用の支給									
		計									
合計											

- 注) 1 補助金所要額欄は、事業所ごと（予防を含む。）に千円未満の額を切り捨てた額を記入してください。  
 2 サービス種別が多く、一枚に収まらない場合は、必要に応じ、欄を増やすこと。  
 3 補助金所要額調明細書（変更）（別紙6）を添付すること。  
 4 「常勤職員の新規雇用への助成」を申請する場合は、新規雇用計画書（変更後）（別紙7）を添付すること。  
 5 「新規雇用職員への一時金支給」及び「新規雇用職員への転居に係る費用の支給」を申請する場合は、一時金等支給計画書（変更後）（別紙8）を添付すること。

## 補助金所要額調明細書（変更）

事業者名		事業所名	
事業所所在地		サービス種別（予防を含む）	

## サービスへの助成

既存追加	番号	被保険者番号	住所	氏名	事業所からの距離（km）	事業所からの所要時間（分）	サービス提供予定回数（回）	基準額（円）
合計				人				

## 有料道路利用料金への助成

既存追加	地区名	対象人数（人）	利用区間	単価（円）	利用回数（回）	被保険者番号	基準額
合計							

※事業所ごと（予防を含む。）に別葉で作成してください。

※「既存追加」欄は、既に申請済みのものは「既」、今回追加となる分については「新」を記入してください。

## 新規雇用計画書（変更後）

令和 年 月 日現在

事業者名					
事業所名					
サービス種別					
常勤職員	職 種	現職員数	新規雇用計画		
			雇用予定数	雇用予定期間	雇用形態
	介護職員				
	看護職員				
		合計			

## 一時金等支給計画書（変更後）

令和 年 月 日現在

事業者名						
事業所名						
サービス種別						
職種	雇用予定 人数	支給予定額			備考	
		一時金	転居に係る 費用	合計		
訪問介 護員	変更前					
	変更後					
介護支 援専門 員	変更前					
	変更後					
合計						

補助金交付決定通知書

申請者

令和 年 月 日付け 第 号で申請がありました令和 年度いの町中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金については、下記条件により金 円を交付することに決定しましたので、令和 年度いの町中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

なお、この交付決定に係る補助対象期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日とします。

令和 年 月 日

いの町長名

別記第4号様式（第7条関係）

令和 年 月 日  
第 号

いの町長 様

申請者 法人等名  
住所  
代表者名 印

実 績 報 告 書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けました  
令和 年度いの町中山間地域介護サービス確保対策事業を実施しましたので、いの町  
中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記の  
とおり関係書類を添えて報告します。

記

- |   |          |   |   |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金精算額   | 金 | 円 |
| 3 | 差引過不足額   | 金 | 円 |
- 4 添付書類  
(1) 補助金精算書兼実績報告書（別紙9）  
(2) その他市（町村）長が必要と認める書類

## いの町中山間介護サービス確保対策事業費補助金精算書兼実績報告書

						事業者名	
事業所名	サービス種別	区分	訪問・送迎対象者数	基準額	補助金所要額	備考	
		訪問・送迎に 20 分以上 60 分未満の時間を要するサービスへの助成			/		
		訪問・送迎に 60 分以上の時間を要するサービスへの助成					
		小規模地域におけるサービスへの助成					
		常勤職員の新規雇用への助成				新規雇用人数名	
		サービス提供に伴う有料道路利用料金への助成					
		計					
		区分		支給職員数	基準額	補助金所要額	備考
		新規雇用職員への一時金支給				/	
		新規雇用職員への転居に係る費用の支給					
		計					
合計							

注) 補助金所要額欄は、事業所ごと（予防を含む。）に千円未満を切り捨てた額を記入してください。

※サービス種別が多く、一枚に収まらない場合は、必要に応じ、欄を増やすこと。

※補助金実績報告明細書（別紙 10）を添付すること。

※「新規雇用職員への一時金支給」及び「新規雇用職員への転居に係る費用の支給」の実績がある場合は、一時金等支給実績書（別紙 11）を添付すること。

補助金実績報告明細書

事業者名		事業所名	
事業所所在地		サービス種別（予防を含む）	

サービス提供への助成

番号	被保険者 番号	住所	氏名	事業所からの 距離（k m）	事業所からの 所要時間（分）	サービス提 供回数(回)	基準額 (円)
合計			人				

有料道路利用料金への助成

地区名	対象人数（人）	利用区間	単価（円）	利用回数（回）	被保険者番号	基準額
合計						

※事業所ごと（予防を含む。）に別葉で作成してください。

## 一時金等支給実績書

令和 年 月 日現在

事業者名					
事業所名					
サービス種別					
職種	雇用 人数	支給額			備考
		一時金	転居に係る 費用	合計	
訪問介護員					
介護支援専門 員					
合計					

※雇用した職員ごとに支給報告書兼誓約書を作成すること。

別記第5号様式（第8条関係）

番 号  
年 月 日

いの町長 様

申請者 法人等名  
住所  
代表者名 印

概 算 払 請 求 書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた令和 年度いの町中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金について、下記のとおり概算交付されるよう請求します。

記

- |   |          |   |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 既交付額     | 円 |
| 3 | 今回請求額    | 円 |

振込口座番号

銀行

支店

- |   |       |   |
|---|-------|---|
| 1 | 普通預金（ | ） |
| 2 | 当座預金（ | ） |

別記第6号様式（第9条関係）

令和 年 月 日  
第 号

いの町長 様

申請者 法人等名  
住所  
代表者名 印

### 事業実施状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けました令和  
年度いの町中山間地域介護サービス確保対策事業の実施状況について、いの町中山  
間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり  
関係書類を添えて報告します。

### 記

- 1 事業実施月 令和 年 月
- 2 添付書類
  - (1) 事業実施状況調（別紙9）
  - (2) その他市（町村）長が必要と認める書類

いの町中山間介護サービス確保対策事業 事業実施状況調（令和 年 月サービス提供分）  
事業者名

事業所名	サービス種別	区分	訪問・送迎対象者数	基準額	補助金所要額	備考
		訪問・送迎に 20 分以上 60 分未満の時間を要するサービスへの助成			/	
		訪問・送迎に 60 分以上の時間を要するサービスへの助成				
		小規模地域におけるサービスへの助成				
		常勤職員の新規雇用への助成				新規雇用予定人数
		サービス提供に伴う有料道路利用料金への助成				
		計				
		区分	支給職員数	基準額	補助金所要額	備考
		新規雇用職員への一時金支給			/	
		新規雇用職員への転居に係る費用の支給				
		計				
合計						

※サービス種別が多く、一枚に収まらない場合は、必要に応じ、欄を増やすこと。

※別紙 13「事業実施状況明細書総括表」及び別紙 14-1、14-2「事業実施状況被保険者別明細書」を添付すること。

※新規雇用に係る補助金に該当する場合は、雇用した職員について雇用を証明する書類（雇用した年月日、雇用形態含む書類）及び従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表を添付すること。

## 事業実施状況明細書総括表（令和 年 月サービス提供分）

事業者名		事業所名	
事業所所在地		サービス種別（予防を含む）	

## サービスへの助成

番号	被保険者番号	住所	氏名	事業所からの 距離（k m）	事業所からの 所要時間（分）	サービス提供 回数（回）	基準額 （円）
合計			人				

## 有料道路利用料金への助成

地区名	対象人数（人）	利用区間	単価（円）	利用回数（回）	基準額
合計					

※事業所ごと（予防を含む。）に別葉で作成してください。

別紙 14-1

事業実施状況被保険者別明細書

① 訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護

番号	被保険者番号
氏名	

1 サービス提供の内容等

(1) 補助対象区分1又は2

サービス内容 A	サービスコード B	単位数 C	回数 D	加算率 E	サービス単位数 F
合計					

- 注) 1 介護給付費請求書の請求明細書に準じて記載し、C欄の単位数は、コード表の合成単位数を記載し、E欄の加算率は15%、35%、10%のいずれかを記載すること。
- 2 F欄は、CにD及びEを乗じて小数点以下を四捨五入した単位数を記載すること。
- 3 通所計サービスで片道送迎となったものは、往復送迎の場合と行を分けて記載し、F欄には往復送迎の場合の2分の1に相当する単位数(小数点以下四捨五入)を記載すること。

(2) 補助対象区分3

サービス内容 G	サービスコード H	単位数 I	回数 J	加算率 K	サービス単位数 L
合計					

- 注) 1 複数雇用した場合は、この表は人数に応じ分けて記載すること。
- 2 区分3の適用を受ける日数分のサービスを記載すること。月を通じて雇用した場合は、(1)と同じ内容を記載すること。
- 3 この表は、複数雇用した場合は、人数に応じ分けて作成すること。K欄は5%を記載し、その他は(1)に準じて記載すること。

サービス単位数合計 M (F+L)	基準額 (M ×10円) 円
-------------------------	-------------------------

※この額を別紙10「事業実施状況明細書総括表」の基準額欄へ記載すること。

## 事業実施状況被保険者別明細書

## ②小規模多機能型居宅介護

番号		被保険者番号	
氏名			

## 1 サービス提供の内容、補助金所要額の算出

## (1) 補助対象区分1

区分	訪問・送迎回数 A	基準額単 B	基準額合計 C (A×B)	備考
訪問				
送迎				
合計				

注) 1 訪問回数は、1回の訪問ごとに1回とカウントすること。(1日に2回訪問した場合は、2回とカウントすること。)

2 送迎回数は、利用者を自宅から事業所に迎え、事業所から家に送るまでを1回とカウントすること。

3 訪問と送迎が連続する場合は訪問を1回とカウントすること。

## (2) 補助対象区分3

区分	訪問・送迎回数 D	基準額単 E	基準額合計 F (D×E)	備考
訪問				
送迎				
合計				

注) 1 D欄は、区分3の適用を受ける日数の回数を記載すること。

2 その他は(1)に準じ記載すること。

## 3 基準額合計

C + F	円
-------	---

※この額を別紙10「事業実施状況明細書総括表」の基準額欄へ記載すること。